

意見書

平成 21 年 9 月 7 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうとちよだくうちさいわいちょう  
住 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

わさい ひろみ  
代表取締役社長 和才 博美

電話番号

電子メールアドレス

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章		具体的内容	
第2章 モバイル市場の 公正競争環境の 整備	1. 第二種指定 電気通信設備 制度の検証	(5)その他	<p>①一部の携帯事業者が自社・自社及びグループ内無料サービスのコストを、他の事業者からの接続料金で補填している事実の有無の検証が必要。</p> <p>自社及びグループ内無料サービスのコストを、他の事業者からの接続料金で補填している可能性について、『競争セーフガード制度の検証』及び『電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集』等で、各社より問題提起されており、また、一部の携帯事業者は「自社内通話や自社グループ間通話の利用料金を無料にする一方で自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことが出来る」(2008年3月期ソフトバンク社中間決算説明会)とコメントしておりますが、当該事業者からも自主的な説明が行なわれおりません。</p> <p>当該問題についても、総務省殿において、直ちに検証を行なうべきと考えます。</p> <p>②「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」への各携帯事業者の取組について。</p> <p>今回策定されるガイドラインについては、第二種指定事業者だけでなく、全携帯事業者に適用すべきと考えます。また、仮に本答申(案)に記載のとおり、第二種指定事業者以外の事業者については、その自主的な取組に委ねることとした結果、第二種指定事業者以外の携帯事業者による接続料算定の適正性・透明性の向上に関する取組が不十分であった場合には、当該ガイドラインの規定内容を全ての携帯電話事業者に適用し接続料を是正する旨、予め本答申に明記すべきと考えます。</p>